

協力企業作業員の計画線量超えの発生について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 2 号機は定格熱出力一定運転中ですが、7 月 11 日午後 4 時 15 分頃、原子炉建屋およびタービン建屋の管理区域内において、0.8 ミリシーベルト/日の計画線量^{*1}で定期的な放射線測定作業^{*2}を実施していた協力企業の作業員 1 名が管理区域から退域したところ、1 日の作業で受けた放射線量の合計が計画線量を超え、1.03 ミリシーベルト/日^{*3}であったことが確認されました。

原因は、当該作業員は警報付個人線量計^{*4}の警報が発報したものの、定期的な放射線測定業務であることから測定作業を継続して行ってしまったことによるものと推定しております。

今後、高線量下における線量管理を適切に実施するため、放射線管理の重要性について再徹底を図ることを目的に再教育や事例検討会を行ってまいります。

なお、当該作業員が受けた放射線量は、法令で定める線量限度を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。

以上

* 1 : 計画線量

法令では放射線業務従事者の線量限度(100 ミリシーベルト/5 年、50 ミリシーベルト/年)が定められているが、きめ細かい放射線管理を行うため、作業に応じて 1 日の放射線管理目安値として定めたもの。

* 2 : 定期的な放射線測定作業

管理区域内の放射線レベルを把握するために、あらかじめ頻度を定めて定期的実施する測定作業。

* 3 : 1.03 ミリシーベルト/日

当社では 1 ミリシーベルト/日を超える計画外の放射線を受けた事象については区分として公表しており、今回はこの数値を 0.03 ミリシーベルト超えている。なお、ジェット旅客機で東京からニューヨーク間を一回往復したときの放射線量は約 0.19 ミリシーベルト。

* 4 : 警報付個人線量計

作業員個人が受けた放射線量および管理区域の入域時間を測定する測定器。放射線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

(不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/images/kijun.pdf>)